



みんなで守ろう！特車と軽油の正しいルール ～3事務所合同で取締りとPRを実施～

平成22年2月4日、佐伯河川国道事務所、大分運輸支局、大分県税事務所、3事務所合同で、特殊車両と不正軽油の取り締まりを実施しました。

また、どちらの内容も、社会的な問題であり、取締りに協力していただいたドライバーの方々へ、正しいルールをPRしました。

特殊車両の取締り状況



取締りの結果、違反は1台でした

不正軽油の取締り状況



取締りの結果、違反無しでした

【 特殊車両通行許可制度とは？ 】

近年、車も、運搬される貨物も大型になり、大きさや重さが増加し、道路構造へ悪い影響を与えたり、重大事故の多発が社会的な問題になっています。

そこで、狭い道路に大型車を通行させたり、一定の寸法や重さを超える車(特殊車両)を通行させるときは、通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得ることを特殊車両通行許可制度といえます。

【 不正軽油とは？ 】

軽油引取税の脱税を目的として、軽油にA重油や灯油を混和したり、A重油と灯油を混和して製造された軽油をいいます。

A重油や灯油には、脱税を防止するため識別剤が添加されていますが、不正軽油を製造する際、識別剤除去に濃硫酸などを投入するため、有害な硫酸ピッチが発生します。

また、不正軽油は、ディーゼル車の排気ガス中の有害物質を増加させ、環境に悪い影響を与えます。

発行及び問い合わせ先



国土交通省九州地方整備局
佐伯河川国道事務所 道路管理課
〒876-0813 大分県佐伯市長島町4丁目14-14
TEL : 0972-22-1880
FAX : 0972-23-2726

国道57号(県境付近)と番匠川(番匠大橋付近)の
ライブ映像が見られます

URL ⇒ <http://www.qsr.mlit.go.jp/saiki/>



佐伯河川国道事務所
〒876-0813
大分県佐伯市長島町4丁目14-14
☎0972-22-1880(代)

